

○観音寺市飲用井戸等衛生対策要領

平成30年3月30日告示第47号

観音寺市飲用井戸等衛生対策要領

(目的)

第1条 この要領は、有害物質による地下水汚染等がみられることに鑑み、飲用に供する井戸、他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法（昭和32年法律第177号）等による規制を受けない水道等の施設の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、これら施設について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）等の規制を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 一般飲用井戸 地下水、河川水（伏流水を含む。以下同じ。）、湖沼水又は湧水を水源とし、個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）
- (2) 業務用飲用井戸 地下水、河川水、湖沼水又は湧水を水源とし、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等（旅館、公衆浴場を除く。）に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）
- (3) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設

(飲用井戸等の管理)

第3条 飲用井戸等を設置しようとする者又は飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように、必要に応じ、当該施設に鍵をかけ、柵を設ける等適切な措置を講ずるものとする。

- 2 設置者等は、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に

努めるものとし、小規模貯水槽水道にあっては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理するものとする。

3 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するものとする。

(給水開始前の検査)

第4条 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸については、給水開始前に、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）に関する水質検査を実施し、消毒を行っている場合にあっては、消毒の効果についても検査を行い、これらの基準に適合していることを確認するものとする。

(定期検査)

第5条 設置者等は、飲用井戸等について次に掲げる定期検査を行うものとする。

(1) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期検査 水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査

(2) 小規模貯水槽水道における定期検査 給水栓における水の色、臭気、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査

2 定期検査は、一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模貯水槽水道にあっては毎年1回以上、定期に行うものとし、これ以外のものにあつては毎年1回以上、定期に行うよう努めるものとする。

(臨時検査)

第6条 臨時検査は、飲用井戸等から供給される水に異常を認めたととき、水質基準項目のうち必要なものについて行うものとする。

(検査機関)

第7条 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者

に対して行うものとする。

- 2 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

(記録の保存)

第8条 設置者等は、飲用井戸等の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間これを保存するものとする。

(汚染が判明した場合の措置)

第9条 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市長へ連絡し指示を受けるものとする。

- 2 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、市長へ連絡し指示を受けるものとする。

- 3 市長は、前2項により設置者等から連絡を受けたとき、又は飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況等の報告)

第10条 市長は、飲用井戸等の管理の適正を確保するため、設置者等から、飲用井戸等の管理状況等について必要な報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。